

建築物点検マニュアル

平成 30 年 3 月

平成 31 年 3 月 改正

令和 2 年 3 月 改正

令和 3 年 3 月 改正

令和 4 年 3 月 改正

令和 5 年 3 月 改正

令和 5 年 6 月 改定

令和 6 年 3 月 改定

令和 7 年 3 月 改定

山梨県

目次

第1章 マニュアルの概要	・・・	1
1 目的		
2 適用対象		
3 点検の種類		
4 点検の実施方法等について		
5 留意事項		
第2章 建築基準法に基づく点検について	・・・	2
1 対象		
2 実施者		
3 実施方法		
4 実施時期		
5 点検結果の保管等について		
第3章 他法令に基づく点検について	・・・	4
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期及び方法		
4 点検結果の保管等について		
第4章 長寿命化点検について	・・・	5
1 対象		
2 実施者		
3 実施時期		
4 長寿命化点検結果の取り扱い		
5 実施方法		
6 点検結果の保管等について		
第5章 日常点検について	・・・	21
1 対象		
2 実施方法及び時期		
3 点検結果の保管について		
 <様式等>		
別紙1 点検対象建築物一覧表	・・・	22
別紙2 法令検査点検一覧表	・・・	37
様式1 建築基準法点検票	・・・	38
様式2 日常点検票	・・・	81

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

（1）建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

（2）他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

（3）長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

（4）日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

（1）建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

（2）他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

（3）長寿命化点検は、公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する方法で行い、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

（4）日常点検は、日常点検票（様式2）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

（1）点検に際しては、安全に十分留意すること。

（2）特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は（1）及び（2）である（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が200m²を超えるもの
- ② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超え200m²以下のもの
- ③ 事務所等の建築物で階数が3以上でかつ床面積の合計が200m²を超えるもの

（2）建築設備

昇降機及び上記（1）の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者（一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員）が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設（指定管理施設を除く））で営繕課が必要と認めるものの点検（昇降機点検を除く）については、営繕課が実施する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検（長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む）を実施すること。

3 実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票（様式1）を使用する（点検票の記載方法は記載例による。）。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材がタイル、石貼り及びモルタル等で施工されている建築物の定期調査において、異常（外壁の手の届く範囲での打診調査で浮きが確認等）が認められた場合、竣工若しくは外壁改修後10年を越えてからの最初の定期調査の場合（ただし、3年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）は外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、公共施設・財産マネジメントシステムに登録すること。

※ 平成20年4月1日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※ 全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

また、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映すること。

点検結果の登録については次のとおり。

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
▼	2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
▼	2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
▼	2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	編集	選択	削除
▼	2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	編集	選択	削除

新規追加 ①

② 調査年度 2022 年度 調査名 2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備) ③ ④ + 追加 Shift+F1

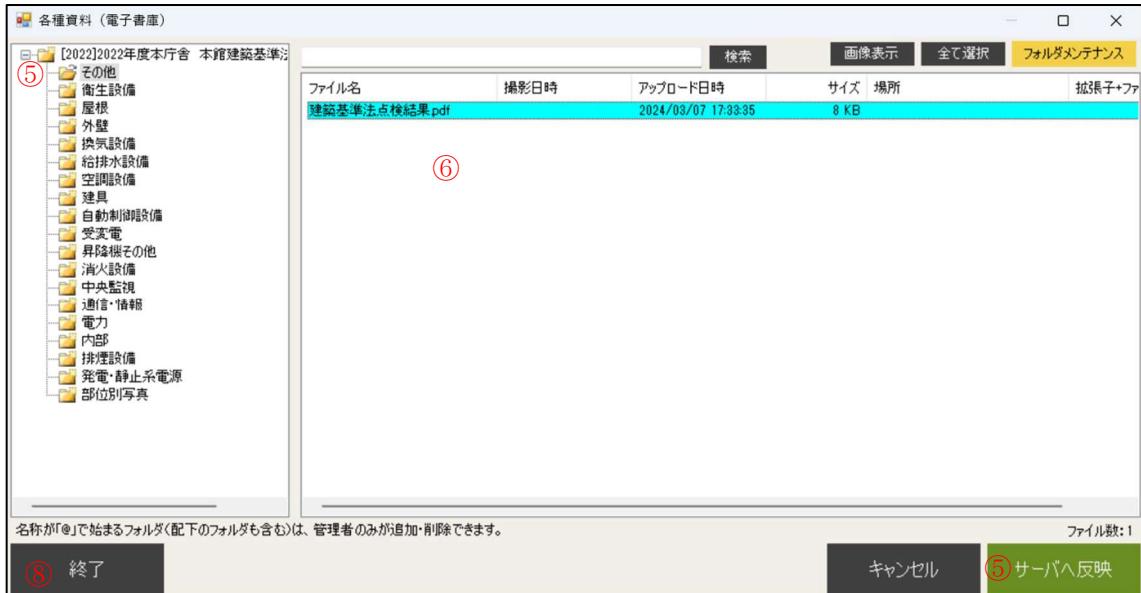
◀ 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12

①関連資料をクリック

②調査年度を確認

③調査名を入力「〇年度【施設名】【建物名】建築基準法点検（【建物・設備 or 設備】）」

④追加をクリック



⑤その他をクリック

⑥当該資料をドラッグ & ドロップ

⑦サーバへ反映をクリック

⑧終了をクリック

完了

第3章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙2「法令検査点検一覧表」参照）。

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙2参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ点検結果に反映させること。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映すること。

第4章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙1「点検対象建築物一覧表」参照）。

（1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設

② 県民又は職員が常時利用する施設

（2）予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

＜参考＞保全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全文書
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対応する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

3 実施時期

毎年度、資産高度利用推進課が別途通知する期日（5月末までの間）までに実施する。

4 長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、資産高度利用推進課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞ 耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘 等

5 実施方法

（1）点検の準備

点検を行う前に、公共施設・財産マネジメントシステム等から、点検する部位、設備の場所、前年度の劣化状況、修繕工事の実績を確認する。併せて、建築基準法や他法令の点検結果、指摘事項等を確認する。

（2）点検方法

点検は、目視、触診、聴診、臭気、設備の動作確認等で行う。

（3）劣化状況の判定区分

建築部位・設備ごとに実施し、判定は次の3区分とする。

- ・ a 判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- ・ b 判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ c 判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※ 劣化状況による判定がb・c判定の場合は、劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を登録すること。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用したりするなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を長寿命化点検備考（後述）に記載し、状況のわかる写真を登録すること。

6 点検結果の保管等について

点検結果は、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する。

なお、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する。

長寿命化点検結果は、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

点検結果の記録については次のとおり。

6-（1）【当年度点検の追加登録】

The screenshot shows the 'Building Inspection & Survey Record (Photo)' screen. At the top, there are dropdown menus for 'Facility Name' (本庁舎) and 'Building Name' (本館). Below that is a search bar with fields for 'Survey Year' (調査年度), 'Survey Name' (調査名), and a 'Search' button (検索 F1).

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
-	2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
-	2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
-	2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	編集	選択	削除
-	2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	編集	選択	削除

At the bottom, a 'New Addition' (新規追加) panel is open. It contains three buttons: 'Building Inspection' (建物調査), 'Related Materials' (関連資料), and 'Photo Save' (写真保存). A red circle labeled ② is over the 'Photo Save' button. Another red circle labeled ③ is over the 'Add' (追加) button. To the left of the 'Add' button is a red circle labeled ①.

At the very bottom right, there are buttons for 'Return to Previous Page' (前画面に戻る F11) and 'Update' (更新 F12).

①調査年度を確認

②調査名を入力「〇年度【施設名】【建物名】長寿命化点検」

③追加をクリック

建物調査

調査名 2023年度本庁舎 本館長寿命化点検 施設名 本庁舎 建物名 本館
調査日 2024年3月11日 記入者 主任 版本 裕樹 部位大分類 屋根 この調査を削除
部位別写真

部位中分類	シート系防水
枝番	追加/削除
設置場所	1
小分類(主な仕様)	シート系防水
詳細仕様	屋根 合成高分子系ルーフ...
主な数量(単位)	(m ²)
数量	1,060.06
設置更新年月	196304
点検方法	目視のみ
長寿命化点検による劣化状況	著しい劣化
故障回数・劣化箇所	
仕様による評価	
経過年数による評価	b
劣化状況による判定	c
長寿命化点検による判定	c

・塔屋屋上ウレタン塗膜防水
全体的に劣化し剥離箇所多

◀ F3 建物劣化度調査票 ◀ 前画面戻る F11 ✓ 更新 F12 ▶ F4

④記入者を入力「職 氏名」(指定管理施設の場合は、所管課の担当者)

⑤更新をクリック

完了

6 – (2) 【点検内容の記載】

建物点検・調査実績 (写真)

施設名 本庁舎 建物名 本館 建物点検・調査実績(写真)画面 を 表示

完了	調査年度	調査日	調査名	①	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検		編集	未登録	編集	選択	削除	
2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検		編集	未登録	編集	選択	削除	
2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)		追加	登録済	編集	選択	削除	
2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)		追加	登録済	編集	選択	削除	

新規追加

建物調査 関連資料 写真保存

調査年度 2023 年度 調査名 2023年度本庁舎本館長寿命化点検 + 追加 Shift+F1

◀ 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12 ▶ F4

①編集をクリック

② 部位大分類 給排水設備

部位中分類	給水ポンプ	排水ポンプ	給水タンク	給水管	排水管
枝番	追加/削除	追加/削除	追加/削除	追加/削除	追加/削除
設置場所	1	1	1	1	1
小分類(主な仕様)	給水ポンプ	排水ポンプ	給水タンク	給水管	排水管
詳細仕様	給水ポンプ・揚水ポンプ電...	排水ポンプ	給水タンク・受水槽容量(有...	給水管	排水管
主な数量(単位)	(台)	(台)	(台)	(m)	(m)
数量	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
③ 敷置更新年月	200204	200204	200204	200204	200204
④ 点検方法	目視のみ	目視のみ	目視のみ	目視のみ	目視のみ
⑤ 長寿命化点検による劣化状況	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
故障回数・劣化箇所					
仕様による評価					
経過年数による評価	a	a	a	a	a
劣化状況による判定	a	a	a	a	a
⑥ 長寿命化点検による判定	A	A	A	A	A
⑦ 長寿命化点検備考	※高層階用の給水ポンプが屋上に設置 ※低層階用は別館北側に設置して、排水ポンプ(2015-H7)を利用しており問題無い (別館に記載)		※屋上に給水タンクがある。		本管は未改修。建築当初から変更無し
⑧ 専門業者による指摘等					
判定会による判定					
判定会判定結果備考(対応等)					

◀ 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12 ▶ F4

②部位大分類から、点検した対象を選択

③更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。

また、今後、更新する予定がある場合（長寿命化改修含む）、更新予定年度を記載する。

※ 修繕工事は更新として扱わないこと。

※ 複数ある部位・設備の一部を更新（外部建具、空調設備に限る）をした場合、

又は、施設開設後に、新規に設備を設置した場合は、後述の6－（3）【部位設備の追加登録】のとおり項目を追加すること。

④点検方法

点検した方法について、次に該当する項目を選択。

番号	該当部位	点検方法	説明等
1	建築	目視+触診	外壁の目視点検および打診棒による触診等
2	建築、設備	目視のみ(双眼鏡等の使用を含む)	屋根、屋上防水の目視点検、給排水設備からの水漏れ有無の確認等
3	設備	作動確認	空調設備の作動状況確認等
4	設備	聴診、臭気	設備から異常な振動音がないかの確認、排水管から、下水の匂いがしているかの確認等
5	建築、設備	その他	専門業者が点検した結果に基づき報告する場合等

※点検方法が複数になる場合は、本表の上位の番号の点検方法を選択する。

例（「2：目視のみ」と「4：聴診、臭気」を併せて行った場合は、「2：目視のみ」を選択）

⑤長寿命化点検による劣化状況

次の項目で判定し、b・c 判定項目に該当がある場合は、「長寿命化点検備考」及び「専門業者による指摘等」に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等	
a 判 定	異常なし、問題なし		b・c 判定項目のいずれにも該当しない場合
b 判 定	建築	中程度の劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合 <u>シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合</u>
	設備	異音、異臭、異常振動がある	
c 判 定	共通	不具合がある、機能上支障がある	現に不具合、機能上の支障がある場合 現状、支障等がなくても概ね年1回以上の修繕履歴がある場合
		点検業者等の指摘がある	耐用年数経過等による <u>更新推奨の場合</u> こちらに該当
c 判 定	建築	著しい劣化	ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合
		雨漏りがある、剥落がある、頻繁な誤作動がある	頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
	設備	機能しない	当該設備が作動はしているが機能していない場合
	設備	作動しない	当該設備が作動していない場合
	共通	点検業者等から早急な改善の指摘がある	

- ※ 換気設備：換気扇は対象外。
- ※ 排煙機：排煙窓は外部建具に記載。
- ※ 消火設備：消火器は対象外。
- ※ 複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔等）は、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機は不具合が生じ機能を停止している、冷却塔異常など）を記載すること。
- ※ 複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当

該施設の代表的な棟又は一番近い棟に記載し、その旨を備考欄に記載すること（例：機械室に設置、屋外に設置）。

●自動火災報知設備：受信機がある棟に記載

●給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載

●消火設備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載

※ 法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。

※ 長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の劣化状況について該当する判定項目を選択し、備考欄に劣化等状況を記載すること（この場合、写真は登録不要）。

※ 備考欄の記載については、後述の6－（6）「備考欄記載例」を参照。

※ 前年度b判定のものは、原則、b判定（又はc判定）となることに留意すること（修繕等しないでa判定にはならない）。

⑥長寿命化点検による判定

建築部位「屋根、外壁、建具」においては、「劣化状況による判定」と同じ判定を入力する。

（例）

仕様による評価	
経過年数による評価	b
劣化状況による判定	a
長寿命化点検による判定	A

設備部位「受変電、非常用発電、交流無停電電源、中央監視装置、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機」においては、「経過年数による評価」と「劣化状況による判定」のうち、最も悪い判定を入力する。

（例）

仕様による評価	
経過年数による評価	b
劣化状況による判定	a
長寿命化点検による判定	B

※ 経過年数による評価は、登録された設置更新年月から自動で「経過年数÷耐用年数」を計算し、1.2以上のときb、その他はaと表示される。耐用年数については、P20参照。

⑦長寿命化点検備考

劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む）等を具体的に記載する（（5）備考欄記載例を参照）。

- ※ 設備部位においては、⑥で長寿命化点検による判定をB判定（「経過年数による評価」b、「劣化状況による判定」aとした場合に限る）とした場合、長寿命化点検備考に、「経過年数によりB判定」と記載すること。
- ※ ③で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること（例：R2 所属予算で更新予定、R3 長寿命化改修予定）。
- ※ 同一の設備が複数ある場合（例えばエアコン（空気調和機等）等）は、系統が分かること。

⑧専門業者による指摘等

- ⑤で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」を選択した場合、指摘の内容を記載（指摘内容部分を転記）し、対応状況を記載する。
- ※ 同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かること。
- ※ 該当する点検結果を関連資料に登録すること（PDF ファイル）（後述の6－（5）【業者見積書等の関連資料の登録】を参照。）

6－（3）【部位・設備の追加登録】

複数ある部位・設備の一部を更新（建具、空調設備に限る）をしている場合、または、新規に設備を設置した場合は、次のとおり点検の部位項目を追加すること。

The screenshot shows the 'Building Inspection' application window. The main form displays various inspection details for a building. A modal dialog box titled '部位の追加・削除' (Add/Remove Item) is open over the main form. Inside the dialog, there are two radio button options: '列の追加' (List addition) and '部位の撤去' (Item deletion). Below the radio buttons are two buttons: '戻る' (Back) and '実行' (Execute). The '実行' button is highlighted with a red box and has a circled ② next to it. The background of the main form shows a table with columns for '部位中分類' (Item Sub-category), '空気調和機(出力22kW超)' (Air Conditioning Unit (Output > 22kW)), and '全熱交換器、空気清浄装置' (Heat Recovery Ventilator, Air Purification Device). There are also other fields like '設置場所' (Location), '小分類(主な仕様)' (Sub-category (Main Features)), and '詳細仕様' (Detailed Specifications).

①該当する中分類の追加/削除をクリック。（※）

②列の追加を選択し実行をクリック。

■ 建物調査

調査名	2023年度本庁舎長寿命化点検	施設名	本庁舎	部位	追加項目	この調査を削除	
調査日	2023年 5月15日	記入者	主任 坂本裕樹			部位別写真	
部位中分類	空気調和機(出力22kW超)	追加/削除	空気調和機(出力22kW超)	追加/削除	全熱交換器、空気清浄装置	追加/削除	
枝番	1		2				
(3) 設置場所	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調		ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調		全熱交換器、空気清浄装置		
(4) 小分類(主な仕様)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調 (台)		ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調 (台)		三菱電機(株)・2001・PUHY-P...		
(5) 主な数量(単位)	1.00		(台)		(台)		
(6) 数量	200204		目視のみ		1.00		
(7) 設置更新年月	200204		機能上支障あり				
点検方法	a						
長寿命化点検による劣化状況	b						
故障回数・劣化箇所							
仕様による評価							
経過年数による評価							
劣化状況による判定							
長寿命化点検による判定	B						
経年劣化による動作不良により制御用基板の取替を行った。(R2-11箇所 R1-22箇所)(所要予算)新							
	F3	建物劣化度調査票			前画面に戻る F11	⑨ 更新 F12	F4

- ③設置場所(更新した場所)を記入(主に部屋名を記入、複数の場合もその全てを記入)
- ④小分類を選択(※)
- ⑤詳細仕様に設備機器の場合はメーカー名等を記入(例:(株)日立空調システム 室内機(RP-P280CP)室外機(RAS-P280CHV)・2004・3相 200V 7.5kw)
- ⑥数量を記入
- ⑦更新年月に工事完成検査日時点の年月を記入
- ⑧他は6-(2)【点検内容の記載】④~⑧に基づき記入。
- ⑨更新をクリック

完了

※該当する部位中分類、小分類が存在しない場合は、資産高度利用推進課へ問合せること。

6-(4)【写真の登録】

- 「劣化状況による判定」がb・c判定の場合は、状況の分かる写真を登録する。
- ※写真ごとに具体的な説明(どの部位・設備のどの部分の写真か等)を記載すること。
- ※写真は部位・設備ごとに、近景(支障等の箇所)・遠景(全景が分かるように)を必ず登録し、状況説明に足りる枚数を登録すること。必要に応じ、写真位置図(立面図(外壁)に写真の箇所を示す等)を関連資料に登録すること。
- ※建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を登録すること(代表的な写真としないこと)。
- ※設備は、必ず銘板(平板に銘柄(仕様)を表示したもの)の写真を登録すること(確認できる場合)。

建物点検・調査実績(写真)

管理者 トップメニューへ戻る メニューへ戻る 画面印刷 終了

施設名 本庁舎 建物名 本館 建物点検・調査実績(写真)画面 を 表示

調査年度 調査名 検索

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
▼	2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	未登録	編集	①選択	削除
▼	2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
▼	2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	編集	選択	削除
▼	2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	編集	選択	削除

新規追加

建物調査 関連資料 写真保存

調査年度 2023 年度 調査名 2023年度本庁舎本館長寿命化点検

+ 追加 Shift+F1

◀ 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12

①写真保存「選択」をクリック

写真保存

調査 2023年度本庁舎本館長寿命化点検 施設 本庁舎 建物 本館

現況写真部 ②屋根 全て選択 残り 27枚登録できます。 ③

ファイル数:

2023/05/15 13:22:38	2023/05/15 13:22:44	2023/05/15 13:22:50	2023/05/15 13:24:06	2023/05/15 13:24:16	2023/05/15 13:25:01	2023/05/15 13:25:07	2023/05/15 13:25:19
2023/05/15 13:25:36	2023/05/15 13:26:03	2023/05/15 13:26:33	2023/05/15 13:28:10	2023/05/15 13:28:16	2023/05/15 13:28:18	2023/05/15 13:29:35	2023/05/15 13:29:42
2023/05/15 13:29:46	2023/05/15 13:30:33	2023/05/15 13:30:37	2023/05/15 13:34:04	2023/05/15 13:34:08	2023/05/15 13:38:01	2023/05/15 13:38:03	2023/05/15 13:38:17

取消 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12 ④

②現況写真部位から該当する部位を選択

③当該写真をドラッグ & ドロップ

④更新をクリック

建物点検・調査実績(写真)

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	未登録	⑤ 編集	選択	削除	
2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	選択	削除		
2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	選択	削除		
2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	選択	削除		

新規追加

建物調査 関連資料 写真保存

調査年度 2023 年度 調査名 2023年度本庁舎本館長寿命化点検

+ 追加 Shift+F1

◀ 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12

⑤現況写真集「編集」をクリック

現況写真集

調査名 2023年度本庁舎本館長寿命化点検 施設名 本庁舎 建物名 本館

調査日 2023年5月29日

⑥

現況写真として表示 場所 屋根
状況 棟屋上劣化

現況写真として表示 場所 屋根
状況 棟屋トップライト劣化

現況写真として表示 場所 屋根
状況 棟屋トップライト劣化

現況写真として表示 場所 屋根
状況

現況写真集 ◆ 写真の並び替え

◀ 前画面に戻る F11 ⑦ 更新 F12

⑥写真の状況説明を入力

⑦更新をクリック

完了

6 – (5) 【業者見積書等の関連資料の登録】

点検時点の業者見積書、判定時参考とした資料等を関連資料に登録すること。

※ 業者見積書は、点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にB・C判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とするため、又は、当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するために限られた期間の中で取得を依頼することになる。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する（したい）場合等については、予め業者見積書を取得しておくこと。

建物点検・調査実績（写真）

完了	調査年度	調査日	調査名	建物調査	関連資料	現況写真集	写真保存	削除
▼	2023	2023年5月15日	2023年度本庁舎本館長寿命化点検	編集	①未登録	編集	選択	削除
▼	2021	2022年3月31日	2021年度本庁舎長寿命化点検	編集	未登録	編集	選択	削除
▼	2022		2022年度本庁舎本館建築基準法点検(設備)	追加	登録済	編集	選択	削除
▼	2021		2021年度本庁舎本館建築基準法点検(建物・設備)	追加	登録済	編集	選択	削除

新規追加

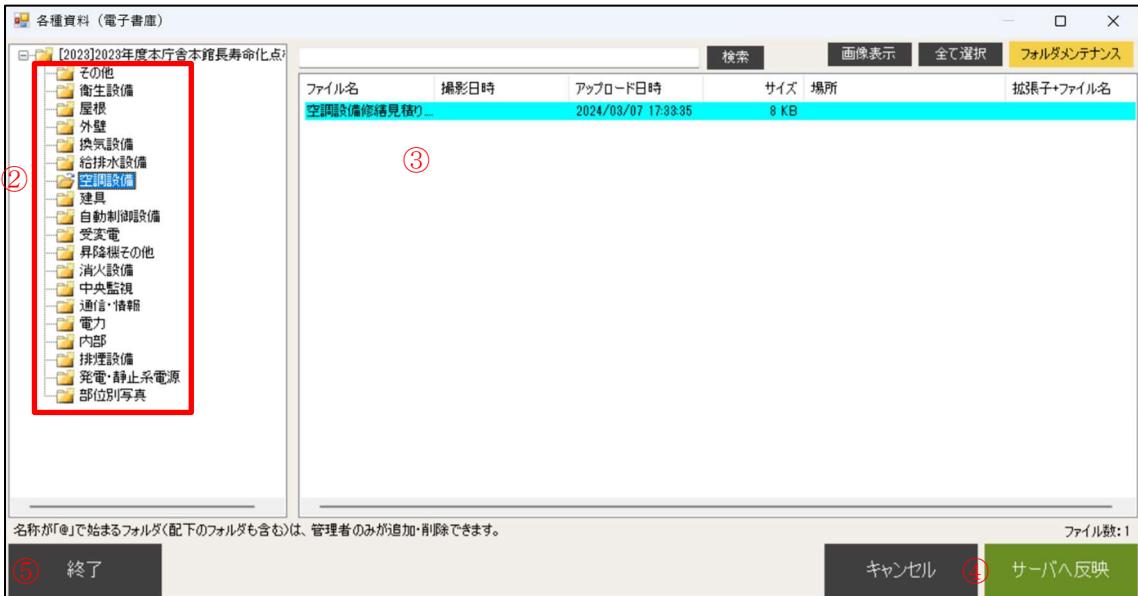
建物調査 関連資料 写真保存

調査年度 2023 年度 調査名 2023年度本庁舎本館長寿命化点検

+ 追加 Shift+F1

◀ 前画面に戻る F11 ✓ 更新 F12

①関連資料「未登録」をクリック



②該当する項目をクリック

③当該資料をドラッグ & ドロップ

④サーバへ反映をクリック

⑤終了をクリック

完了

6 – (6) 備考欄記載例

次に、各部位毎、判定毎の主な記載例を示す。ただし、資産高度利用推進課が主催する長寿命化点検結果判定会で判定する際に、備考欄以外の情報も含め総合的に判断するため、最終的な判定結果は異なる場合がある。

【長寿命化点検備考】：劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を記載

●屋根

(B判定)

- シート防水の重ね部分に剥がれがある。めくると1cmくらいのはがれで、それ以降は、接着されている。
- 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

(C判定)

- アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- シート防水にひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- 大雨時、1階給湯室及びエントランスホールの天井2箇所から雨漏りが発生す

る。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。

●外壁

(B判定)

- 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。
- 外壁南面の複数箇所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。

(C判定)

- 西側の外壁にひび割れがあり、壁側の1階事務室の天井に雨漏りの跡がある。
今年度、長寿命化改修を実施する予定。
- 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。
- 外壁全面に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。

●外部建具

(B判定)

- 金属ドアにさびがある。開閉は可能
- 木製建具が一部腐朽している。開閉は可能

(C判定)

- シャッターが上下出来ないことが週に1回あり、その都度修繕しているが、改善されない。
- 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。
- 本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備

(B判定)

- 1階機械室の受変電設備から異音がする。
- 1階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。
- 2階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。
- 事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作（確認）ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- トイレに使用している井水の揚水ポンプ（給水）が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。

(C判定)

- 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。
- 非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。
- 1階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたもの、未だ改善されないので使用中止している。

【専門業者による指摘等】：点検業者等の指摘の内容（指摘内容部分を転記）及び対応状況を記載

(B判定)

- ・ H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を勧められた。
- ・ R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- ・ H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度施設予算で修繕を予定している。
- ・ H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- ・ R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。

(C判定)

- ・ H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- ・ H30.7の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に PCB が使用されていることから、処理期限の R9.3.31 までに更新する必要があると指摘された。このため施設予算にて、来年度更新を予定している。（※）
- ・ H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- ・ H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- ・ 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、當時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- ・ 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるが、修繕が困難であり、更新の必要性を強く指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している（今年度施設予算で修繕予定）。

※ PCB のみの指摘であれば、各施設で対応すること。その他不具合箇所が指摘されていれば、備考に PCB の指摘も併せて記載すること。

<参考>建物部位・設備ごとの耐用年数表

工事種別	区分	種別・内容	計画保全		事後保全	目標使用年数
			予防保全	監視保全		
建築	屋根	屋根防水+押さえコン	アスファルト防水	○		30
		シート系防水		○		20
		屋根長尺金属板	金属板葺き	○		30
		その他	スレート・かわら他	○		20
	外壁	壁ータイル		○		80
		外壁仕上塗材	複層仕上塗材	○		15
		金属板その他		○		40
		外部天井		○		20
	建具	シーリング		○		15
		外部建具	外部アルミニウム建具、外部鋼製建具等	○		40
		内部建具	内部鋼製建具、木製建具		○	30
		自動扉	ステンレス製自動両開扉	○		80
	内部	ステンレス製建具	ステンレス製建具、鋼製シャッター		○	80
		内部仕上等	床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、内部雑物		○	30
電気設備	受変電	高圧	高圧受変電	○		30
		非常用発電	自家発電装置、ディーゼル機関など	○		30
		発電・静止形電源	無停電電源装置	○		20
		太陽光発電			○	25
	電力	電力	配管配線等		○	30
		電線類	配線		○	30
		制御盤、分電盤、OA盤			○	25
		蛍光灯、他	FL電球、Hf電球、LED		○	20
		非常灯			○	20
		誘導灯			○	20
	中央監視	中央監視	中央監視装置	○		15
		通信・情報	電話交換機		○	20
	通信・情報	情報・出退表示装置			○	20
		LAN、電話、表示、映像、防犯等	放送(アンプ)		○	20
		時計設備			○	20
		配管配線等			○	20
		通信・情報(防災)	自動火災報知		○	20
機械設備	空調設備	温熱源	ボイラー	○		15
		冷熱源	吸収式冷温水機、冷凍機、冷却塔	○		20
		空気調和機	パッケージ型、ユニット型、FCU	○		20
		空気調和機(出力22kw以下)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機	○		15
		空気調和機(出力22kw超)	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機 全室空調	○		20
		全熱交換器、空気清浄装置		○		20
		ポンプ、タンク、ダクト、配管		○		20
	換気設備	換気設備	送風機・ダクト	○		30
		排煙設備	排煙機	○		25
	自動制御設備	自動制御		○		15
	給排水設備	給排水	ポンプ、タンク、給湯用ボイラー、排水等	○		30
	衛生設備	衛生器具、他			○	30
	消火設備	消火設備一式		○		30
	昇降機その他	エレベーター		○		30
	その他	舞台装置	体育館		○	30

第5章　日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

1　対象

すべての建築物

2　実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式2）を参考に、日常的に行う。

3　点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
1	県民文化ホール	1	山梨県県民文化ホール会館	○	○	
2	富士山世界遺産センター	4	富士山世界遺産センター北館	○	○	
2	富士山世界遺産センター	1	富士山世界遺産センター南館	○	○	
3	リニア見学センター	1	リニア見学センターわくわくやまなし館		○	
3	リニア見学センター	2	リニア見学センターどきどきリニア館		○	
4	図書館	2	県立図書館	○	○	
4	図書館	10	県立図書館（駐車場）		○	
5	八ヶ岳少年自然の家	1	管理棟	○	○	
5	八ヶ岳少年自然の家	2	宿泊棟	○	○	
5	八ヶ岳少年自然の家	3	観測棟	○		
5	八ヶ岳少年自然の家	5	屋内体育館	○	○	
5	八ヶ岳少年自然の家	6	キャンプセンター	○		
5	八ヶ岳少年自然の家	21	研修棟	○	○	
7	科学館	1	科学館	○	○	
9	山梨ことぶき勧学院	1	山梨ことぶき勧学院校舎	○		
10	博物館	1	県立博物館	○	○	
11	美術館	1	県立美術館・本館	○	○	
11	美術館	7	増築棟	○	○	
12	考古博物館	1	山梨県立考古博物館	○	○	
13	文学館	1	県立文学館・本館	○	○	
16	八代射撃場	1	県営八代射撃場 管理棟	○	○	
16	八代射撃場	2	県営八代射撃場 スモールボアライフル射場	○	○	
16	八代射撃場	3	県営八代射撃場 エアライフル射場	○	○	
18	青少年センター	1	青少年センター本館		○	
18	青少年センター	6	青少年センター本館	○	○	
18	青少年センター	1	青少年センター別館		○	
19	アイメッセ山梨	4	管理棟	○	○	
19	アイメッセ山梨	5	展示棟	○	○	
20	産業技術短期大学校	5	南エリア 講義棟（2号館）	○		
20	産業技術短期大学校	1	北エリア 実験・実習棟（C棟）	○		
20	産業技術短期大学校	2	北エリア 体育館	○	○	○
20	産業技術短期大学校	3	附属棟（給水ポンプ）	●		
20	産業技術短期大学校	11	南エリア 本部・講義棟（1号館）	○		
20	産業技術短期大学校	27	南エリア 実験棟（A棟）	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
20	産業技術短期大学校	31	ポンプ室（給水ポンプ）	●		
20	産業技術短期大学校	33	南エリア 実習棟（B棟）	○		
20	産業技術短期大学校	1	都留キャンパス校舎	○		
21	峡南高等技術専門校	2	電気システム科実習棟	○		
21	峡南高等技術専門校	8	自動車整備科実習棟及び洗車場棟	○		
21	峡南高等技術専門校	12	第2実習棟	○		
21	峡南高等技術専門校	19	高圧実習棟	○		
21	峡南高等技術専門校	20	本館	○		
22	就業支援センター	2	本館	○		
23	中小企業人材開発センター	3	中小企業人材開発センター本館	○	○	
23	中小企業人材開発センター	4	中小企業人材開発センター実習棟	○		
28	北岳山荘（南アルプス市貸付）	1	北岳山荘		○	
29	富士北麓駐車場	1	インフォメーションセンター	○		
40	富士湧水の里水族館	1	淡水魚展示施設	○	○	
40	富士湧水の里水族館	2	淡水魚展示施設付属電気室（受変電・非常用電源）	●		
41	フラワーセンター	1	管理舎	○		
41	フラワーセンター	7	フラワーマーケット棟	○	○	
41	フラワーセンター	8	フラワー工房棟	○	○	
41	フラワーセンター	9	レストラン棟	○	○	
41	フラワーセンター	10	事務所棟	○	○	
41	フラワーセンター	11	展望棟	○	○	
42	まきば公園	4	畜産資料展示施設棟	○	○	
43	北杜高等学校	1	校舎棟	○	○	
43	北杜高等学校	2	屋内運動場棟	○	○	
43	北杜高等学校	23	農場職員室棟	○	○	
44	韮崎高等学校	14	定時制校舎	○	○	
44	韮崎高等学校	15	北館（特別教室棟）	○	○	
44	韮崎高等学校	30	屋内運動場	○	○	
44	韮崎高等学校	31	校舎	○	○	
45	韮崎工業高等学校	36	C館（特別教室・実習棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	49	A館（電気科・情報技術科・制御工学科実習棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	51	B館（電子機械科実習棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	63	家庭科実習棟	○	○	
45	韮崎工業高等学校	67	D館（環境化学科実習棟）	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
45	韮崎工業高等学校	68	本館（管理・普通・特別教室棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
45	韮崎工業高等学校	70	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
46	甲府第一高等学校	45	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
46	甲府第一高等学校	46	校舎棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
47	甲府西高等学校	1	本館棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
47	甲府西高等学校	2	音楽美術棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
47	甲府西高等学校	3	体育館棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
47	甲府西高等学校	4	格技棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
47	甲府西高等学校	5	南館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
48	甲府南高等学校	49	管理・普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
48	甲府南高等学校	50	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
48	甲府南高等学校	55	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
49	甲府東高等学校	1	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
49	甲府東高等学校	2	体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
49	甲府東高等学校	15	管理棟及び普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
49	甲府東高等学校	17	特別教室棟（芸術棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
49	甲府東高等学校	18	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
50	甲府工業高等学校	42	校舎（管理教室棟、実習棟1.2）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
50	甲府工業高等学校	43	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
50	甲府工業高等学校	61	甲府工業高校専攻科校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
51	甲府城西高等学校	18	実習棟（6号館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
51	甲府城西高等学校	27	実習棟（3号館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
51	甲府城西高等学校	30	実習棟（2号館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
51	甲府城西高等学校	37	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
51	甲府城西高等学校	41	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
52	甲府昭和高等学校	1	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
52	甲府昭和高等学校	2	普通教室棟（南館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
52	甲府昭和高等学校	3	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
52	甲府昭和高等学校	4	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
52	甲府昭和高等学校	13	普通教室棟（北館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
52	甲府昭和高等学校	14	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	36	農業土木科特別教室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	40	造園科特別教室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	44	新本館第3期分	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
53	農林高等学校	49	生活科棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	50	林業科棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	53	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	57	食品化学棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	58	育林実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	69	農業科・園芸科実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	106	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
53	農林高等学校	111	普通・特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	21	二号館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	22	昇降口	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	26	三号館東	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	27	三号館西	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	28	芸術棟（特別教室）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	39	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
54	巨摩高等学校	42	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
55	白根高等学校	1	管理普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
55	白根高等学校	2	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
55	白根高等学校	3	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
55	白根高等学校	13	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
582	青洲高等学校	1	本館・実習棟1・渡り廊下（6）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
582	青洲高等学校	2	実習棟2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
582	青洲高等学校	16	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
59	身延高等学校	7	災害復旧校舎（B館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
59	身延高等学校	34	校舎C館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
59	身延高等学校	38	B館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
59	身延高等学校	43	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
59	身延高等学校	45	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
59	身延高等学校	53	多目的室内練習場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
60	笛吹高等学校	1	校舎（本館・中館・南館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
60	笛吹高等学校	2	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
60	笛吹高等学校	9	環境・緑地系列実習棟（旧普通教室棟 北館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
60	笛吹高等学校	29	園芸棟（園芸科管理棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
60	笛吹高等学校	30	園芸・農土実験室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
60	笛吹高等学校	37	農場管理実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
61	日川高等学校	24	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
61	日川高等学校	35	トレーニングセンター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
61	日川高等学校	43	家庭科教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
61	日川高等学校	53	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
61	日川高等学校	56	管理・普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
61	日川高等学校	57	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
62	山梨高等学校	10	校舎（中館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
62	山梨高等学校	12	校舎（南館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
62	山梨高等学校	13	校舎（北館）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
62	山梨高等学校	16	昇降所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
62	山梨高等学校	47	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
63	塩山高等学校	2	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
63	塩山高等学校	7	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
63	塩山高等学校	8	情報処理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
63	塩山高等学校	9	普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
63	塩山高等学校	10	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
64	都留高等学校	12	南館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
64	都留高等学校	13	中館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
64	都留高等学校	17	北館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
64	都留高等学校	19	南館－中館昇降所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
64	都留高等学校	28	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
65	上野原高等学校	1	南館校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
65	上野原高等学校	2	昇降所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
65	上野原高等学校	7	体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
65	上野原高等学校	8	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
65	上野原高等学校	14	北館校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
65	上野原高等学校	16	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
66	都留興譲館高等学校	9	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
66	都留興譲館高等学校	1	教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
66	都留興譲館高等学校	25	実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
67	吉田高等学校	32	体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
67	吉田高等学校	41	管理・特別教室棟(北館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
67	吉田高等学校	42	普通・特別教室棟(南館・中館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
68	富士北稜高等学校	34	3号棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
68	富士北稜高等学校	35	4号棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
68	富士北稜高等学校	42	家庭科実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
68	富士北稜高等学校	48	体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
68	富士北稜高等学校	1	2号棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
68	富士北稜高等学校	2	1号棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
68	富士北稜高等学校	3	第二屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	7	普通教室（B棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	8	特別教室（D棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	9	屋内体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	11	普通教室（A棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	12	特別教室（C棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	16	昇降口・渡廊下（管理棟～A棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	17	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
69	富士河口湖高等学校	18	格技場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
70	中央高等学校	16	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
70	中央高等学校	13	中央高校（管理・特別・普通教室棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
71	ひばりが丘高等学校	26	体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
71	ひばりが丘高等学校	28	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
72	盲学校	19	校舎(北館・中館・南館)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
72	盲学校	21	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
73	ろう学校	1	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
73	ろう学校	5	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
73	ろう学校	10	寄宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
74	甲府支援学校	11	屋内運動場及びボイラー室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
74	甲府支援学校	12	訓練棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
74	甲府支援学校	13	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
74	甲府支援学校	22	盲学校・甲府支援学校寄宿舎棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
74	甲府支援学校	24	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけぼの支援学校	1	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけぼの支援学校	2	小学部棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけぼの支援学校	3	中高校棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけぼの支援学校	4	重度棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけぼの支援学校	11	屋内体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけぼの支援学校	13	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
75	あけばの支援学校	14	校舎6号館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけばの支援学校	16	重度心身障害児教室	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけばの支援学校	22	プール棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
75	あけばの支援学校	24	管理棟昇降口	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	46	高等部棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	47	特別教室棟B	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	48	中学部棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	50	寄宿舎棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	51	特別教室棟A	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	53	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	54	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	55	小学部棟A	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
76	わかば支援学校	56	小学部棟B	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
77	わかば支援学校ふじかわ分校	1	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	27	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	36	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	31	小学部棟		<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	32	中学部棟		<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	33	高等部棟		<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	34	特別教室棟		<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	35	寄宿舎・食堂棟		<input type="radio"/>	
78	やまびこ支援学校	37	渡り廊下		<input type="radio"/>	
79	富士見支援学校	3	富士見支援学校校舎改築（一部・連絡通路）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
80	富士見支援旭分校	1	富士見支援学校旭分校校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
81	ふじざくら支援学校	1	校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
81	ふじざくら支援学校	2	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
82	かえで支援学校	1	校舎棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
82	かえで支援学校	4	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
82	かえで支援学校	5	プール棟（給水ポンプ）	●	<input type="radio"/>	
82	かえで支援学校	9	高等部普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
82	かえで支援学校	10	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
82	かえで支援学校	13	小学部棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
83	高等支援学校桃花台学園	21	特別教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
83	高等支援学校桃花台学園	23	実習棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
83	高等支援学校桃花台学園	31	普通教室棟（渡り廊下含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
83	高等支援学校桃花台学園	33	管理棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
83	高等支援学校桃花台学園	43	寄宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
83	高等支援学校桃花台学園	44	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	2	普通教室棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	3	特別教室棟（理科・図工・技術室）		<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	4	特別教室棟（家庭科室）		<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	5	渡り廊下		<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	6	特別教室棟（図書・メディアルーム）		<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	7	特別教室棟（音楽室）		<input type="radio"/>	
581	うぐいすの杜学園	8	屋内運動場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
85	農林大学校	21	農林大学校校舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
85	農林大学校	25	農林大学校 体育館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
85	農林大学校	34	農林大学校本館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
86	総合教育センター	1	本館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
86	総合教育センター	3	別館（A棟）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
86	総合教育センター	4	特別支援教育棟（B棟）	<input type="radio"/>		
86	総合教育センター	10	情報教育棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
88	青い鳥老人ホーム	1	老人ホーム	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	16	育精福祉センター居住棟		<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	17	育精福祉センター作業棟		<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	32	育精福祉センター精神薄弱者重度更生施設		<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	33	育精福祉センター作業訓練棟		<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	42	エネルギー棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	44	渡り廊下		<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	45	児童重度棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	46	管理・療育棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	47	ホール棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
91	育精福祉センター	49	児童一般棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
92	育精福祉センター成人寮	41	成人最重度棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
92	育精福祉センター成人寮	48	成人重度棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
93	あけぼの医療福祉センター成人寮	21	肢体不自由者更生施設棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
95	あけぼの医療福祉センター	2	みだい体育センター（勤労身体障害者施設）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
95	あけぼの医療福祉センター	19	重症心身障害児施設棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
95	あけぼの医療福祉センター	20	肢体不自由児施設棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	26	医療・管理棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	1	富士・東部リハビリテーション病院診療所	○	○	
96	富士ふれあいセンター	1	ふれあいセンター	○	○	○
96	富士ふれあいセンター	6	機械棟		○	○
97	甲陽学園	18	甲陽学園むつみ寮（男子寮）	○	○	○
97	甲陽学園	19	甲陽学園本館	○	○	○
97	甲陽学園	21	体育館	○	○	○
97	甲陽学園	23	ますみ寮（女子寮）	○	○	○
97	甲陽学園	24	のぞみ寮（個別支援寮）	○		
190	男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）	1	ぴゅあ総合 本館	○	○	
191	消防学校	11	教育管理棟	○	○	○
191	消防学校	12	宿泊棟	○	○	○
191	消防学校	14	車庫棟		○	○
192	防災安全センター	1	山梨県防災安全センター	○	○	
195	八ヶ岳自然ふれあいセンター	1	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	○	○	
579	やまなし地域づくり交流センター	1	やまなし地域づくり交流センター	○	○	
196	本庁舎	1	県議会議事堂	○	○	
196	本庁舎	1	本館	○	○	
196	本庁舎	1	北口大型車車庫		○	
196	本庁舎	2	別館	○	○	
196	本庁舎	1	県庁西立体駐車場		○	
196	本庁舎	14	北別館	○	○	
196	本庁舎	25	防災新館	○	○	
196	本庁舎	27	県議会委員会室棟	○	●	
197	西八代合同庁舎	1	西八代合同庁舎（庁舎本館）	○	○	○
197	西八代合同庁舎	2	西八代合同庁舎（車庫及び倉庫）		○	○
198	南巨摩合同庁舎	1	南巨摩合同庁舎本館	○	○	○
198	南巨摩合同庁舎	2	南巨摩合同庁舎試験棟及び車庫		○	○
198	南巨摩合同庁舎	3	南巨摩合同庁舎車庫		○	○
199	南都留合同庁舎	1	南都留合同庁舎 庁舎棟	○	○	○
199	南都留合同庁舎	6	南都留合同庁舎 立体駐車場		○	○
200	北巨摩合同庁舎	1	北巨摩合同庁舎 本館	○	○	○
200	北巨摩合同庁舎	2	北巨摩合同庁舎 倉庫棟		○	○

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
200	北巨摩合同庁舎	3	北巨摩合同庁舎 車庫棟B		○	○
200	北巨摩合同庁舎	4	北巨摩合同庁舎 車庫棟C		○	○
200	北巨摩合同庁舎	8	北巨摩合同庁舎 別館棟	○		○
200	北巨摩合同庁舎	9	車庫棟A		○	○
201	東山梨合同庁舎	1	東山梨合同庁舎 本館	○	○	○
201	東山梨合同庁舎	2	東山梨合同庁舎 倉庫		○	○
201	東山梨合同庁舎	3	東山梨合同庁舎 車庫		○	○
205	東八代合同庁舎	1	東八代合同庁舎本館	○	○	○
205	東八代合同庁舎	2	東八代合同庁舎車庫及び資材庫		○	○
206	自動車税部庁舎	1	本館（南館）	○		
206	自動車税部庁舎	3	新館（北館）	○		
208	富士吉田合同庁舎	1	富士吉田合同庁舎	○	○	○
208	富士吉田合同庁舎	2	倉庫・車庫棟		○	○
209	都留児童相談所	1	都留児童相談所	○	○	○
210	福祉プラザ	1	山梨県福祉プラザ	○	○	○
211	動物愛護指導センター	7	事務所（本館棟）	○		
577	子どものこころサポートプラザ	1	子どものこころサポートプラザ 本館棟	○	○	
577	子どものこころサポートプラザ	2	こころの発達総合支援センター プレイルーム棟等		○	
577	子どものこころサポートプラザ	3	子ども心理生活エリア棟		○	
212	中北建設事務所	2	中北建設事務所本館	○		○
212	中北建設事務所	8	中北建設事務所車庫		○	○
212	中北建設事務所	11	中北建設事務所グレーダー車庫		○	○
213	峠南建設事務所身延支所	1	本館	○		○
214	新環状道路建設事務所	1	本館	○	○	○
214	新環状道路建設事務所	3	車庫		○	○
215	富士・東部建設事務所	1	富士・東部建設事務所	○	○	○
218	衛生環境研究所	1	衛生環境研究所本館	○	○	
219	食肉衛生検査所	5	食肉衛生検査所本館	○	○	
219	食肉衛生検査所	6	食肉衛生検査所機械室及び動物舎	●		
222	森林総合研究所	1	管理棟	○		
222	森林総合研究所	2	研究棟	○		
222	森林総合研究所	4	公用車車庫、機械室（給水ポンプ）	●	○	○
227	産業技術センター 富士技術支援センター	1	富士工業技術センター庁舎	○		
227	産業技術センター 富士技術支援センター	12	富士技術支援センター 研究開発支援棟	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
228	産業技術センター 甲府技術支援センター（ワインセンター）	1	ワインセンター本館	○	●	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	1	甲府技術センター デザインセンター	○	○	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	2	甲府技術センター 研究管理棟	○	○	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	3	甲府技術センター 実験棟	○	○	
229	産業技術センター 甲府技術支援センター	11	イノベーション支援棟	○	○	
230	水産技術センター	1	水産技術センター忍野支所 管理棟	○		
230	水産技術センター	1	水産技術センター 本館	○		
230	水産技術センター	1	水産技術センター 職員宿舎		○	○
231	総合農業技術センター（甲斐市）	45	本館	○		
231	総合農業技術センター（甲斐市）	6	車庫		○	○
596	総合農業技術センター（北杜市高根町）	1	八ヶ岳試験地 管理棟	○		
597	総合農業技術センター（北杜市明野町）	1	果樹試験明野試験地棟	○		
597	総合農業技術センター（北杜市明野町）	1	高冷地野菜・花き振興センター棟	○		
232	果樹試験場	18	果樹試験場本館	○		
232	果樹試験場	20	醸造棟	○		
233	畜産酪農技術センター長坂支所	34	酪農試験場 本館	○		
233	畜産酪農技術センター長坂支所	36	酪農試験場 格納庫・車庫（受変電・非常用発電）	●	○	○
233	畜産酪農技術センター長坂支所	47	バイオテクノロジー研究棟	○		
234	畜産酪農技術センター	1	管理棟	○		
234	畜産酪農技術センター	47	管理棟（小）	○		
235	東部家畜保健衛生所	1	東部家畜保健衛生所本館	○		
235	東部家畜保健衛生所	5	東部家畜保健衛生所検査棟	○		
236	八ヶ岳牧場	1	八ヶ岳牧場看視舎	○		
238	富士山科学研究所	1	富士山科学研究所本館棟	○	○	
238	富士山科学研究所	2	富士山科学研究所研究棟	○	○	
247	本部分庁舎	1	本部分庁舎（旧交通部）	○	○	
248	ヘリポート	1	ヘリポート（管理棟）	○		
249	警察学校	1	警察学校体育館	○		
249	警察学校	1	警察学校西寮	○	○	
251	山梨県総合交通センター	1	山梨県総合交通センター事務棟	○	○	
251	山梨県総合交通センター	2	研修室	○		
251	山梨県総合交通センター	3	指導員事務室	○		
252	安全運転学校都留分校	1	安全運転学校都留分校（庁舎）	○		
253	甲府警察署庁舎	2	甲府警察署庁舎	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
254	南甲府警察署庁舎	1	南甲府警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
254	南甲府警察署庁舎	7	南甲府警察署南別館	<input type="radio"/>		
254	南甲府警察署庁舎	8	南甲府警察署東別館	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
255	南アルプス警察署庁舎	1	庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
257	北杜警察署庁舎	2	北杜警察署車庫・独身寮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署東別館	<input type="radio"/>		
258	鰍沢警察署庁舎	1	鰍沢警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
259	鰍沢警察署市川分庁舎	1	警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
259	鰍沢警察署市川分庁舎	2	独身寮及び車庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
260	南部警察署庁舎	1	南部警察署 庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
260	南部警察署庁舎	2	南部警察署 車庫及び独身寮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
261	笛吹警察署庁舎	8	車庫・道場棟	<input type="radio"/>		
261	笛吹警察署庁舎	9	庁舎棟	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
261	笛吹警察署庁舎	10	署長公舎	<input type="radio"/>		
261	笛吹警察署庁舎	11	独身寮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
262	日下部警察署庁舎	1	日下部警察署	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
263	日下部警察署塩山分庁舎	1	日下部警察署塩山分庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
263	日下部警察署塩山分庁舎	4	日下部警察署塩山分庁舎独身寮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
264	富士吉田警察署庁舎	1	富士吉田警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
266	大月警察署庁舎	1	大月警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
266	大月警察署庁舎	2	独身寮	<input type="radio"/>		
267	大月警察署都留分庁舎	1	大月警察署都留分庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
268	上野原警察署庁舎	1	上野原警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
268	上野原警察署庁舎	6	車庫・独身寮	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
586	甲斐警察署庁舎	7	甲斐警察署庁舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
416	飯田待機宿舎	1	飯田待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
417	宝待機宿舎	1	宝待機宿舎 (A棟)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
417	宝待機宿舎	4	宝待機宿舎 (B棟)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
418	住吉待機宿舎	1	住吉待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
419	飯田職員宿舎	1	飯田待機宿舎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
420	徳行待機宿舎	1	徳行待機宿舎 (B棟)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
420	徳行待機宿舎	4	徳行待機宿舎 (A棟)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
421	中小河原待機宿舎	1	中小河原待機宿舎 (A棟)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
421	中小河原待機宿舎	5	中小河原待機宿舎（B棟）	○	○	
422	峡中地区待機宿舎	1	峡中地区待機宿舎	○	○	
423	竜王待機宿舎	1	竜王待機宿舎（A棟）	○	○	
423	竜王待機宿舎	6	竜王待機宿舎（B棟）	○	○	
423	竜王待機宿舎	10	竜王待機宿舎（C棟）	○	○	
424	美咲寮	1	美咲独身寮B	○	○	
424	美咲寮	3	美咲独身寮A	○	○	
425	清明寮	1	清明寮	○	○	
427	南アルプス警察署署長宿舎	1	南アルプス警察署署長宿舎	○		
428	南アルプス警察署次長宿舎	1	南アルプス警察署次長宿舎	○		
429	南アルプス警察署独身寮	1	南アルプス警察署独身寮	○	○	
430	白根待機宿舎	1	白根待機宿舎	○	○	
432	峠北地区待機宿舎	1	峠北地区待機宿舎	○	○	
435	上町待機宿舎	1	上町待機宿舎	○	○	
436	本町待機宿舎	1	本町待機宿舎	○	○	
438	鰍沢警察署独身寮	1	鰍沢警察署独身寮	○	○	
440	鰍沢警察署次長宿舎	3	鰍沢警察署次長宿舎	○		
442	峠南地区待機宿舎	1	峠南地区警察官待機宿舎	○	○	
443	市川待機宿舎	1	市川待機宿舎	○	○	
448	南部待機宿舎（昭和）	1	南部待機宿舎（昭和）	○	○	
449	南部待機宿舎（岬原）	1	南部待機宿舎（岬原）	○	○	
453	石和地区警察官待機宿舎	1	石和地区警察官待機宿舎	○	○	
455	日下部警察署署長宿舎	1	日下部警察署署長宿舎	○		
456	日下部警察署次長宿舎	1	日下部警察署次長宿舎	○		
457	日下部警察署独身寮	1	日下部警察署独身寮	○	○	
458	峠東地区待機宿舎	1	峠東地区警察官待機宿舎	○	○	
459	日下部地区待機宿舎	1	日下部地区警察官待機宿舎	○	○	
461	日下部警察署熊野待機宿舎	1	日下部警察署熊野待機宿舎	○	○	
462	富士吉田警察署署長公舎	1	富士吉田警察署署長公舎	○		
463	富士吉田警察署副署長公舎	1	富士吉田警察署副署長公舎	○		
464	剣丸尾警察官待機宿舎	1	剣丸尾待機宿舎	○	○	
464	剣丸尾警察官待機宿舎	5	剣丸尾待機宿舎・ポンプ室（給水ポンプ、受水槽）	●	○	
465	船津警察官待機宿舎	1	船津警察官待機宿舎	○	○	
466	下宿警察官待機宿舎	1	下宿警察官待機宿舎	○	○	

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	營繕課
467	松山待機宿舎	1	松山待機宿舎	○	○	
469	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	1	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	○	○	
470	都留独身寮	1	都留独身寮	○	○	
471	大月待機宿舎	1	大月地区警察官待機宿舎	○	○	
472	大月警察署署長公舎	1	大月警察署署長公舎	○		
473	大月警察署副署長公舎	1	大月警察署副署長公舎	○		
474	下川渡待機宿舎	1	下川渡待機宿舎	○	○	
475	上野原警察署署長公舎	1	上野原警察署署長公舎	○		
476	上野原警察署次長公舎	1	上野原警察署次長公舎	○		
477	桜ヶ丘待機宿舎	1	桜ヶ丘待機宿舎	○	○	
478	八ツ沢警察官待機宿舎	1	八ツ沢警察官待機宿舎	○	○	
587	甲斐警察署署長公舎	1	署長公舎	○		
588	甲斐警察署副署長公舎	1	副署長公舎	○		
589	甲斐警察署独身寮	1	独身寮	○		
480	東京事務所職員宿舎（野沢宿舎）	2	東京事務所職員宿舎		○	○
481	東京事務所職員宿舎（下馬宿舎）	1	東京事務所職員宿舎本館		○	○
483	富士吉田職員宿舎	3	富士吉田職員宿舎 世帯棟	○	○	
483	富士吉田職員宿舎	5	富士吉田職員宿舎 単身棟	○	○	
484	職員宿舎メイプル飯田	3	職員宿舎メイプル飯田	○	○	
485	宮前職員宿舎	1	宮前職員宿舎 1号館	○	○	
485	宮前職員宿舎	2	宮前職員宿舎 2号館	○	○	
487	吉田地区教職員住宅	5	吉田地区教職員住宅		○	
488	上野原高等学校教職員住宅	1	上野原地区教職員住宅		○	
509	広瀬ダム管理事務所等	1	広瀬ダム管理事務所 事務所、発電機室	○		
509	広瀬ダム管理事務所等	2	広瀬ダム管理事務所 倉庫		○	○
510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム傍受局舎（中北建設事務所内）	○		○
510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム管理事務所 管理棟	○		
510	荒川ダム管理事務所等	3	荒川ダム管理事務所 コア倉庫		○	○
510	荒川ダム管理事務所等	2	荒川ダム管理事務所 予備電源室棟（受変電・非常用発電）	●		
511	琴川ダム管理事務所等	1	管理棟	○		
511	琴川ダム管理事務所等	5	係船庫		○	○
512	大門ダム管理事務所等	1	大門ダム管理事務所	○		
512	大門ダム管理事務所等	2	大門ダム管理事務所 予備電源室（受変電・非常用発電）	●		
513	塩川ダム管理事務所等	1	塩川ダム管理事務所	○		

別紙1 点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
513	塩川ダム管理事務所等	2	塩川ダム係船庫		○	○
514	深城ダム管理事務所等	1	管理事務所	○		
514	深城ダム管理事務所等	3	深城ダム艇庫		○	○
526	小瀬スポーツ公園	6	小瀬スポーツ公園陸上競技場メインスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	8	小瀬スポーツ公園 体育館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	10	小瀬スポーツ公園 野球場内野スタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	15	小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	20	武道館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	22	アイスアリーナ	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	26	陸上競技場北サイドスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	27	陸上競技場南サイドスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	1	富士北麓公園 メインスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	2	富士北麓公園 体育館	-	○	
527	富士北麓公園	10	富士北麓公園野球場スタンド	-	○	
527	富士北麓公園	12	倉庫	-	○	
527	富士北麓公園	13	富士北麓公園 フリー・エイトトレーニング室	-	○	
527	富士北麓公園	14	富士北麓公園 屋内練習走路	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	1	山梨県営体育館	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	2	山梨県営体育館 附属棟	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	5	県営体育館 スポーツの家、屋内プール	-	○	
530	富士川クラフトパーク	16	扇館		○	
531	笛吹川フルーツ公園	4	フルーツミュージアム	-	○	
531	笛吹川フルーツ公園	7	栽培温室管理棟	-	○	
532	桂川ウェルネスパーク	1	里山交流館（管理棟）	-	○	
538	武田の杜	1	鳥獣センター管理棟	○	○	
538	武田の杜	12	健康の森 森林学習展示館	○	○	
538	武田の杜	36	鳥獣センター展示館	○	○	

※用途廃止された施設は一覧表から削除されます。

用途廃止後も建物が存続する場合は、法令を遵守し各施設管理者において必要に応じて点検を実施してください。

※長寿命化点検：○は、予防保全又は監視保全の建築部位・設備が点検対象

●は、予防保全又は監視保全である（ ）内の設備のみ点検対象

※建築基準法点検：高等学校、警察の建物のうち、長寿命化点検対象外のものは一覧から除く

県営住宅、企業局、清里の森の建物は一覧から除く

●は、昇降機のみ点検対象

※営繕課：施設管理者の依頼により、営繕課が点検を行うもの

別紙2 法令検査点検一覧表

検査等の対象		検査等内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
消防用設備等	消火器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備	機器点検	1回/6月	消防法第17条の3 消防庁告示（昭和50年第3号）	消防設備士または 消防設備点検資格者	ホースまたは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線部分を除く）並びに操作盤	機器点検 総合点検	1回/6月 1回/1年			
	配線	総合点検	1回/1年			
	屋内外消火栓のホース、連結送水管	耐圧試験	1回/3年			
危険物	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所及び地下貯槽を有する一般取扱所	消防法第10条第4項の基準に適合しているかの点検	1回/1年	消防法14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5、第62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	指定数量とは危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をいう。 第1石油類(ガソリン等) = 200L 第2石油類(灯油等) = 1000L 第3石油類(重油等) = 2000L 第4石油類(ギア油等) = 6000L 他
ボイラー	ボイラー（小型ボイラーを除く）	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超える2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器は、労働安全衛生法施行令第1条による
		定期自主検査	1回/1月			
圧力容器	小型ボイラー	定期自主検査	1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条		
		第1種圧力容器（小型圧力容器を除く）	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超える2年以内)	ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関
		定期自主検査	1回/1年			ボイラー及び圧力容器安全規則第92条で定める教育を受けたもの
エレベーター	第2種圧力容器	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超える2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条	労働基準監督署長または	事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
		定期自主検査	1回/1年			
		定期自主検査	1回/1年	クレーン等の安全規則第154条、第159条	検査代行機関	
事務所	積載荷重1トン以上	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超える2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条	労働基準監督署長または	事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
		定期自主検査	1回/1年			
		定期自主検査	1回/1年	クレーン等の安全規則第154条、第159条	検査代行機関	
特定建築物	積載荷重0.25トン以上1トン未満	作業環境測定	1回/2月	労働安全衛生法第65条		特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が3000m ² 以上、及び学校の用途に供される部分の延べ面積が8000m ² 以上の建築物をいう。
		機械換気設備定期点検	1回/2月	事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条		
		照明設備定期点検	1回/6月			
冷凍機	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	空気環境の測定	1回/2月	ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）第4条	講習修了者	特定建築物とは、1日の法定冷凍能力が20トン（プロパンの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、プロパンの場合は含まれる。
		遊離残留塩素の検査	1回/7日	同施行規則第3条～4条、第4条の2、3	建築物環境衛生管理技術者でかつ実務の経験のあるもの	
		飲料用水質の検査	1回/6月		監督を行うものは講習終了者	
ぱい煙発生施設	ぱい煙量と濃度の測定	保安検査	3年に1回以上	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（プロパンの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、プロパンの場合は含まれる。
		危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
		危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
簡易専用水道	外観検査	3年に1回以上		水道法34条の2 同施行規則第55条、56条	地方公共団体の機関または厚生労働大臣が 指定するもの	簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10m ³ を超えるものをいう。
		1回/1年				
		1回/1年				
特定施設(指定地域特定施設)	排出水の特定	400m ³ /日以上：1回/1日 200～400m ³ /日未満：1回/7日 100～200m ³ /日未満：1回/14日 50～100m ³ /日未満：1回/30日	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条			特定施設とは、処理対象人員が500人を超える屎尿処理槽（指定地域は201人以上500人以下）及び300床以上の病院の廐房施設
		月次1回/1月 年次(A) 1回/1年 年次(B) 1回/3年				
事業用電気工作物	保安規定を定め自主定期点検	電気事業法第42条	電気主任技術者（電気保安協会他）			事業用電気工作物とは、特別高圧受電設備、高圧受電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
ガス湯沸かし器（屋内設置） ガス風呂釜（屋内設置） 及びこれらの排気筒	消費機器の技術上の基準（規則108条）	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者			ガス湯沸かし器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全燃焼時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
浄化槽	水質検査	浄化槽法第10条	水質検査は指定検査機関が行う。			処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。 501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。
	保守点検	1回/1週～6月	浄化槽法第11条	浄化槽保守点検業者		

様式 1 建築基準法点検票

点検区分	建築物 · 建築設備
------	------------

※ 該当するものに○を付ける。

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建築物名称	

点検日	
点検者名 (資格)	()

※ 資格欄には、建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員のいずれかを記入する。

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし	-	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている		
2	敷地及び地盤	1-(7)	堀		組積造の堀又は補強コンクリートブロック造の堀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある		
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽度の傾斜又は、ひび割れがある	中程度の傾斜又は、ひび割れがある	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出している		
4	建築物の外部	2-(1)	基礎		基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	地盤沈下に伴う軽微なひび割れあり	地盤沈下に伴う中程度のひび割れがある	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は建具開閉等に支障ある		
5	建築物の外部	2-(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	コンクリート面に軽微なひび割れ、欠損等がある	コンクリート面に中程度のひび割れ、欠損等がある	礎石にずれがある、又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がある		
6	建築物の外部	2-(3)	土台(木造建築物)		土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	土台にたわみ、傾斜等がある、又は建具開閉に支障がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
7	建築物の外部	2-(4)	土台 (木造建築物)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテスルハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある			
8	建築物の外部	2-(6)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある		
9	建築物の外部	2-(7)	外壁	躯体等	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	れんが、石等に割れ、ずれ等がある		
10	建築物の外部	2-(8)	外壁	躯体等	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	目地モルタルに軽微な欠落がある	目地モルタルに中程度の欠落がある	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位等がある		
11	建築物の外部	2-(9)	外壁	躯体等	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	鋼材に軽微な錆、腐食等がある	鋼材に中程度の錆、腐食等がある	鋼材に著しい錆、腐食等がある		
12	建築物の外部	2-(10)	外壁	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考		
13	建築物の外部	2-(11)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超える最初に実施する定期調査等にあつては、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	外壁隅部等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	□	異常なし	外壁タイル等に軽微な白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に中程度の白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に剥落等がある、又は著しい白華、ひび割れ、浮き等がある	□	□	□	□

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
14	建築物の外部	2-(12)	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ひび割れ、欠損等がある		
15	建築物の外部	2-(13)	外壁	外装仕上げ材等	金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形している		
16	建築物の外部	2-(14)	外壁	外装仕上げ材等	コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴つたひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	錆汁を伴つたひび割れ、欠損等がある		
17	建築物の外部	2-(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形している		
18	建築物の外部	2-(17)	外壁	外壁に繫結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	機器本体に軽微な錆又は腐食がある	機器本体に中程度の錆又は腐食がある	機器本体に著しい錆又は腐食がある		
19	建築物の外部	2-(18)	外壁	外壁に繫結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に繫結不良があること又は繫結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	繫結金物に軽微な錆、腐食等がある	繫結金物に中程度の錆、腐食等がある	支持部分に繫結不良がある、又は繫結金物に著しい錆、腐食等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
20	屋上及び屋根	3-(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがある、又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂している			
21	屋上及び屋根	3-(2)	屋上回り(屋上面を除く)		パラペットの立ち上がり面の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	モルタル等の仕上げ材に軽微な白華、ひび割れ等がある	モルタル等の仕上げ材に中程度の白華、ひび割れ等がある	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等がある、又はパネルが破損している			
22	屋上及び屋根	3-(3)	屋上回り(屋上面を除く)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	モルタル面に軽微なひび割れ、欠損等がある	モルタル面に中程度のひび割れ、欠損等がある	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等がある			
23	屋上及び屋根	3-(4)	屋上回り(屋上面を除く)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	笠木に軽微な錆又は腐食がある	笠木に中程度の錆又は腐食がある	笠木に著しい錆若しくは腐食がある、又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形している			
24	屋上及び屋根	3-(5)	屋上回り(屋上面を除く)		排水溝(ドレンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテスツハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	排水溝のモルタルに軽微なひび割れ、浮き等がある	排水溝のモルタルに中程度のひび割れ、浮き等がある	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
25	屋上及び屋根	3-(7)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテス トハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	緊結金物に軽微な腐食等がある	緊結金物に中程度の腐食等がある	緊結金物に割れがある、又は緊結金物に著しい腐食等がある			
26	屋上及び屋根	3-(8)	機器及び工作物(冷却設備、廣告塔等)		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 目視及びテス トハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に軽微な錆、腐食等がある	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に中程度の錆、腐食等がある	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等がある			
27	屋上及び屋根	3-(9)	機器及び工作物(冷却設備、廣告塔等)		支持部 分等の劣化及び損傷の状況 目視及びテス トハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	緊結金物に軽微な腐食等がある、又はコンクリート基礎等に軽微なひび割れ、欠損等がある	緊結金物に中程度の腐食等がある、又はコンクリート基礎等に中程度のひび割れ、欠損等がある	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等がある、又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等がある			
28	建築物の内部	4-(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 目視により確認する。	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷がある			
29	建築物の内部	4-(6)	壁の室内に面する部分	軀体等	木造の壁の室内に面する部分の軀体の劣化及び損傷の状況 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
30	建築物の内部	4-(7)	壁の室内に面する部分	躯体等	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	れんが、石等に割れ、ずれ等がある			
31	建築物の内部	4-(8)	壁の室内に面する部分	躯体等	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	目地モルタルに軽微な欠落がある	目地モルタルに中程度の欠落がある	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位がある			
32	建築物の内部	4-(9)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	鋼材に軽微な錆、腐食等がある	鋼材に中程度の錆、腐食等がある	鋼材に著しい錆、腐食等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
33	建築物の内部	4-(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある	
34	建築物の内部	4-(12)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各部材及び接合部に穴又は破損がある		
35	建築物の内部	4-(13)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出している		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	建築物の内部	4-(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は繫結金物に著しい錆、腐食等があること。	□	異常なし	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は繫結金物に軽微な錆、腐食等がある	□	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は繫結金物に中程度の錆、腐食等がある	□	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は繫結金物に著しい錆、腐食等がある	
37	建築物の内部	4-(18)	床	躯体等	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	□	異常なし	鋼材に軽微な錆、腐食等がある	□	鋼材に中程度の錆、腐食等がある	□	鋼材に著しい錆、腐食等がある	
38	建築物の内部	4-(19)	床	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	□	異常なし	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある	□	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある	□	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある	
39	建築物の内部	4-(21)	床	防火区画を構成する床	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	□	異常なし	-	-	-	各部材又は接合部に穴又は破損がある		
40	建築物の内部	4-(24)	天井	令第128条の5(特殊建築物の内装)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテスツハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	□	異常なし	-	-	-	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷がある、又は剥落等がある	□	

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	建築物の内部	4-(25)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等がある		
42	建築物の内部	4-(30)	防火設備（防火扉、防火シャッターに限る）		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第112条第14項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障がある		
43	建築物の内部	4-(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	照明器具又は懸垂物に軽微な錆、腐食、緩み、変形等がある	照明器具又は懸垂物に中程度の錆、腐食、緩み、変形等がある	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等がある		
44	建築物の内部	4-(37)	警報設備		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	警報設備に軽微な腐食、変形、損傷等がある	警報設備に中程度の腐食、変形、損傷等がある	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
45	建築物の内部	4-(45)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等がある、又は3年以内に劣化状況調査が行われていない			
46	建築物の内部	4-(47)	石綿等を添加した建築材料	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷がある			
47	避難施設等	5-(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテスルハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な錆又は腐食がある	中程度の錆又は腐食がある	著しい錆又は腐食がある			
48	避難施設等	5-(15)	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある			
49	避難施設等	5-(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	防煙壁にき裂、破損、変形等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
50	その他	6-(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等がある		
51	その他	6-(2)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	膜張力又はケーブル張力が低下している		
52	その他	6-(3)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況 (免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	鋼材部分に軽微な錆、腐食等がある	鋼材部分に中程度の錆、腐食等がある	鋼材部分に著しい錆、腐食等がある		
53	その他	6-(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断している		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
54	その他	6-(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	□	異常なし	煙突本体及び建築物との接合部に軽微なひび割れ、肌分かれ等がある	□	□	□	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等がある	□
55	その他	6-(7)	煙突	建築物に設ける煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	□	異常なし	付帯金物に軽微な錆、腐食等がある	□	□	□	付帯金物に中程度の錆、腐食等がある	□
56	その他	6-(8)	煙突	煙突(令第138条第1項第1号)	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。	□	異常なし	煙突本体に軽微な錆、錆汁、ひび割れ、欠損等がある	□	□	□	煙突本体に中程度の錆、錆汁、ひび割れ、欠損等がある	□
57	その他	6-(9)	煙突	煙突(令第138条第1項第1号)	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。	□	異常なし	アンカーボルト等に軽微な錆、腐食、緊結不良等がある	□	□	□	アンカーボルト等に中程度の錆、腐食、緊結不良等がある	□

様式1 建築基準法点検票
(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(2)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
2	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(4)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
3	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(5)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	□	異常なし	-	-	風道の接続部に損傷があり空気が漏れている、又は取付けが堅固でない		
4	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(7)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
5	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(8)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	□	異常なし	外気の流れにより換気能力が多少低下する構造となっている	外気の流れにより換気能力が低下する構造となっている	外気の流れにより換気能力が著しく低下する構造となっている		

様式1 建築基準法点検票
(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
6	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(12)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
7	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(13)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。	□	異常なし	空気調和機器又は配管に軽微な腐食がある	空気調和機器又は配管に中程度腐食がある	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食がある		
8	法第28条第2項 又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (別表第1)	1-(14)	中央管理方式の空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。	□	異常なし	-	-	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱がある		
9	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(2)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
10	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(5)	自然換気設備及び機械換気設備		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	□	異常なし	-	-	鳥の巣等により給排気が妨げられている		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
11	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(6)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断熱材が脱落又は損傷している			
12	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(12)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
13	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(2)	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しない、又は著しい腐食がある			
14	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(3)	防火ダンパー等	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ダンパーが円滑に作動しない			
15	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(4)	防火ダンパー等	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
16	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	□	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食がある			
17	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(2)	排煙機	排煙機の外観	排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。	□	異常なし	-	-	接続部に破損又は変形がある			
18	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(7)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	□	異常なし	-	-	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある			
19	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(13)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
20	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(17)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	□	異常なし	軽微な振動がある	中程度の振動がある	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
21	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	□	異常なし	排煙風道に軽微な腐食がある	排煙風道に中程度の腐食がある	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある		
22	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(22)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	□	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある		
23	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(27)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	□	異常なし	-	-	ダンパーが円滑に作動しない		
24	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(28)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	□	異常なし	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある		
25	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
26	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(40)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	□	異常なし	給気風道に軽微な腐食がある	給気風道に中程度の腐食がある	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある		
27	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(42)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	□	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある		
28	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(44)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
29	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(45)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	□	異常なし	-	-	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある		
30	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	1-(47)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	□	異常なし	-	-	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
31	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	排煙風道に軽微な腐食がある	排煙風道に中程度の腐食がある	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある		
32	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(4)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損がある		
33	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(7)	加圧防排煙設備	給気口の外観	給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
34	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(11)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な振動がある	中程度の振動がある	開放時に気流により閉鎖する、又は著しい振動がある		
35	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(12)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	給気風道に軽微な腐食がある	給気風道に中程度の腐食がある	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(13)	加圧防排煙設備	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある		
37	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(15)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		
38	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(16)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある		
39	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(18)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある		
40	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等(別表第2)	2-(27)	加圧防排煙設備	空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビー、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(31)	加圧防排煙設備	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>						
42	令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	3-(5)	可動防煙壁	可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
43	予備電源（別表第2）	4-(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>						
44	予備電源（別表第2）	4-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>						
45	予備電源（別表第2）	4-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>						

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
46	予備電源（別表第2）	4-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
47	予備電源（別表第2）	4-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	接続端子部に軽微な腐食がある	接続端子部に中程度の腐食がある	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある			
48	予備電源（別表第2）	4-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等がある			
49	予備電源（別表第2）	4-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがある			
50	予備電源（別表第2）	4-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音又は異常な振動がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
51	予備電源（別表第2）	4-(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。	□	異常なし	アンカーボルト等に軽微な腐食がある	アンカーボルト等に中程度の腐食がある	据付けが堅固でない、アンカーボルト等に著しい腐食がある、又は換気が十分でない			
52	予備電源（別表第2）	4-(20)	直結エンジン	直結エンジンの外観	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	□	異常なし	-	-	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある			
53	予備電源（別表第2）	4-(21)	直結エンジン	直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	□	異常なし	-	-	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない			
54	予備電源（別表第2）	4-(22)	直結エンジン	直結エンジンの外観	給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。	□	異常なし	-	-	変形、損傷、き裂等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
55	予備電源（別表第2）	4-(23)	直結エンジン	直結エンジンの外観	Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ベルトに損傷若しくはき裂がある、又はたわみが大きい		
56	予備電源（別表第2）	4-(24)	直結エンジン	直結エンジンの外観	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	接続端子部に軽微な腐食がある	接続端子部に中程度の腐食がある	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある		
57	予備電源（別表第2）	4-(27)	直結エンジン	直結エンジンの性能	運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等がある		
58	照明器具（別表第3）	1-(1)	非常用の照明器具		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	天井その他の取付け部に正しく固定されていない、又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていない、若しくはコンセントから容易に抜ける状態である		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
59	電池内蔵形の蓄電池（別表第3）	4-(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しない			
60	電源別置形の蓄電池（別表第3）	5-(3)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	変形、損傷、腐食、液漏れ等がある		
61	自家用発電装置（別表第3）	6-(3)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	端子部の締め付けが堅固でない、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損がある、又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等がある		
62	自家用発電装置（別表第3）	6-(6)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
63	自家用発電装置（別表第3）	6-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管の接続部等に漏洩等がある			
64	自家用発電装置（別表第3）	6-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷がある。又は運転表示ランプが点灯しない			
65	自家用発電装置（別表第3）	6-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
66	自家用発電装置（別表第3）	6-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	接続端子部に軽微な腐食がある	接続端子部に中程度の腐食がある	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある			
67	自家用発電装置（別表第3）	6-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	異常な音、異常な振動等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
68	自家用発電装置（別表第3）	6-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがある			
69	自家用発電装置（別表第3）	6-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転時に異常な音、異常な振動等がある			
70	飲料用の配管設備及び排水設備（別表第4）	1-(2)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管に腐食又は漏水がある			
71	飲料水の配管設備（別表第4）	2-(5)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がない			
72	飲料水の配管設備（別表第4）	2-(10)	給湯設備（循環ポンプを含む。）		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	配管に腐食又は漏水がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
73	飲料水の配管設備（別表第4）	2-(11)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	□	異常なし	-	-	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しない、又は腐食若しくは漏水がある			
74	排水設備（別表第4）	3-(3)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	□	異常なし	-	-	漏れがある			
75	排水設備（別表第4）	3-(4)	排水槽	排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			
76	排水設備（別表第4）	3-(5)	排水槽	排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	□	異常なし	-	-	運転中に異常な音、異常な振動等がある、又は定格水圧がない			
77	排水設備（別表第4）	3-(10)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	□	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
78	排水設備（別表第4）	3-(17)	その他	排水管	排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていなないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	排水勾配がない、又は流れていない			
79	排水設備（別表第4）	3-(20)	その他	排水管	間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号の規定に適合しない、又は損傷がある			
80	排水設備（別表第4）	3-(22)	その他	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号又は第5号の規定に適合しない、又は損傷がある			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	防火扉（別表第1）	1-(2)	防火扉	扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			
2	防火扉（別表第1）	1-(3)	防火扉	扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
3	防火扉（別表第1）	3-(9)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
4	防火扉（別表第1）	3-(10)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
5	防火扉（別表第1）	3-(12)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
6	防火扉（別表第1）	3-(14)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
7	防火シャッター（別表第2）	1-(2)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブレケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聽診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
8	防火シャッター (別表第2)	1-(3)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがある		
9	防火シャッター (別表第2)	1-(4)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、ペアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動がある		
10	防火シャッター (別表第2)	1-(5)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある		
11	防火シャッター (別表第2)	1-(6)	防火シャッター	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	スラット又は座板に軽微な腐食がある	スラット又は座板に中程度の腐食がある	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又はスラットに片流れ若しくは固着がある		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
12	防火シャッター(別表第2)	1-(7)	防火シャッター	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない		
13	防火シャッター(別表第2)	1-(8)	防火シャッター	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ケースに外れがある		
14	防火シャッター(別表第2)	1-(9)	防火シャッター	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある		
15	防火シャッター(別表第2)	1-(10)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	劣化、損傷又は脱落がある		
16	防火シャッター(別表第2)	1-(11)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある		
17	防火シャッター(別表第2)	1-(13)	防火シャッター	危害防止措置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は防火シャッターの降下が停止しない		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
18	防火シャッター (別表第2)	2-(17)	連動機構	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されている、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は油脂、埃、塗料等の付着がある			
19	防火シャッター (別表第2)	2-(18)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない			
20	防火シャッター (別表第2)	2-(19)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある			
21	防火シャッター (別表第2)	2-(20)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接地線が接地端子に緊結されていない			
22	防火シャッター (別表第2)	2-(22)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある			
23	防火シャッター (別表第2)	2-(24)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
24	防火シャッター (別表第2)	2-(25)	連動機構 手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができるものと位置に接地されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	速やかに作動させることができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している			
25	耐火クロスクリーン (別表第3)	1-(2)	耐火クロスクリーン	駆動装置	ローラーチューンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	-	-	-	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある		
26	耐火クロスクリーン (別表第3)	1-(3)	耐火クロスクリーン	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロスクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある		
27	耐火クロスクリーン (別表第3)	1-(4)	耐火クロスクリーン	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない		
28	耐火クロスクリーン (別表第3)	1-(5)	耐火クロスクリーン	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ケースに外れがある		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
29	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(6)	耐火クロスクリーン	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある			
30	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(7)	耐火クロスクリーン	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	劣化、損傷又は脱落がある			
31	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(8)	耐火クロスクリーン	危害防止装置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある			
32	耐火クロスクリーン（別表第3）	1-(10)	耐火クロスクリーン	危害防止装置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロスクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火スクリーンの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は耐火スクリーンの降下が停止しない			
33	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(14)	運動機構	運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない			
34	耐火クロスクリーン（別表第3）	2-(15)	運動機構	運動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
35	耐火クロスクリーン(別表第3)	2-(16)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	-	-	接地線が接地端子に緊結されていない			
36	耐火クロスクリーン(別表第3)	2-(18)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
37	耐火クロスクリーン(別表第3)	2-(20)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固出ないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
38	耐火クロスクリーン(別表第3)	2-(21)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができることと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	速やかに作動させることができることと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している <input type="checkbox"/>		
39	ドレンチャー等(別表第4)	1-(2)	ドレンチャー等	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	-	-	水幕を正常に形成できない位置に設置されている、又は塗装若しくは異物の付着等がある <input type="checkbox"/>		
40	ドレンチャー等(別表第4)	1-(3)	ドレンチャー等	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
41	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(5)	ドレン チャー等	水源	貯水槽 の劣化 及び損 傷、水 質並び に水量 の状況	目視により 確認する。	変形、損傷 若しくは著 しい腐食が あること、水質 に著しい腐 敗、浮遊 物、沈殿物 等があること 又は規定の 水量が確保 されていない こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある、 又は水質 に軽微な 腐敗があ る	中程度の 腐食があ る、又は 水質に中 程度の腐 敗がある	変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある、 水質に著 しい腐 敗、浮遊 物、沈殿 物等があ る、又は 規定の水 量が確保 されていな い	<input type="checkbox"/>		
42	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(6)	ドレン チャー等	水源	給水装 置の状 況	目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある	<input type="checkbox"/>		
43	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(7)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	ポンプ制 御盤の スイッチ 類及び 表示灯 の状況	目視又は作 動の状況に より確認す る。	スイッチ類に 破損があ ること、表示灯 が点灯しな いこと又はス イッチ類が機 能しないこ と。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	スイッチ類 に破損が ある、表 示灯が点 灯しない、 又はスイッ チ類が機 能しない	<input type="checkbox"/>		
44	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(8)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	結線接 続の状 況	目視又は触 診により確 認する。	断線、端子 の緩み、脱 落又は損傷 等があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等があ る	<input type="checkbox"/>		
45	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(9)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	接地の 状況	回路計、ド ライバー等に より確認す る。	接地線が接 地端子に繋 結されてい ないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接地線が 接地端子 に繋結さ れてない	<input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
46	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(10)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	ポンプ及 び電動 機の状 況	目視又は触 診により確 認する。	回転が円滑 でないこと、 潤滑油等が 必要量ない こと、装置若 しくは配管へ の接続に緩 みがあること 又は基礎へ の取付けが 堅固でない こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	回転が円 滑でない、 潤滑油等 が必要量 ない、装 置若しくは 配管への 接続に緩 みがある、 又は基礎 への取付 けが堅固 でない		
47	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(12)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	加圧送 水装置 予備電 源の劣 化及び 損傷の 状況	目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある		
48	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(14)	ドレン チャー等	加圧送 水装置	圧力 計、呼 水槽、 起動用 圧力ス イッチ等 の付属 装置の 状況	目視又は作 動の状況に より確認す る。	変形、損傷 若しくは著 しい腐食があ ること又は正 常に作動し ないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある、 又は正常 に作動し ない		
49	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(18)	連動機 構	制御器	結線接 続の状 況	目視又は触 診により確 認する。	断線、端子 の緩み、脱 落又は損傷 等があるこ と。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある		
50	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(19)	連動機 構	制御器	接地の 状況	回路計、ド ライバー等に より確認す る。	接地線が接 地端子に緊 結されていな いこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	接地線が 接地端子 に緊結さ れていない		
51	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(20)	連動機 構	制御器	予備電 源への 切り替え の状況	常用電源を 遮断し、作 動の状況を 確認する。	自動的に予 備電源に切 り替わらない こと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	自動的に 予備電源 に切り替 わらない		
52	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(21)	連動機 構	連動機 構用予 備電源	劣化及 び損傷 の状況	目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食があ ること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐 食がある	中程度の 腐食があ る	変形、損 傷又は著 しい腐食 がある		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
53	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(23)	連動機構	自動動作装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	取付が堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある		
54	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(24)	連動機構	手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成・巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができ位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のブレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	速やかに作動させることができ位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のブレートが脱落している		

点検結果写真帳

NO.

写真スペース



NO.

写真スペース



様式1 建築基準法点検票

(建築物)

(記載例)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし	-	建物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている	-		
2	敷地及び地盤	1-(7)	堀	組積造の堀又は補強コンクリートブロック造の堀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある	B1	敷地北側の堀 B1・B2・Cの場合、箇所を記載	
<p>1 点検手順</p> <p>①建築物 :</p> <p>(い) 欄の項目に応じて、(ろ) 欄の方法により実施し、その結果が(は) 欄の基準に該当しているかどうかを判定する。</p> <p>②建築設備及び防火設備 :</p> <p>(い) 欄の項目に応じて、(ろ) 欄の事項ごとに(は) 欄の方法により実施し、その結果が(に) 欄の基準に該当しているかどうかを判定する。</p> <p>2 判定区分</p> <p>判定は4区分とし、A、B1、B2、Cの各状況のうち、合致する「□」に「レ」マークを入れる。</p> <p>調査項目に該当がない場合は、「該当なし」欄に「レ」マークを入れる。</p> <p>3 その他</p> <p>①C判定の場合は、点検結果写真帳に写真を添付し、写真No.を記載する。</p> <p>②B1、B2、C判定の場合は、備考欄に該当箇所を記載する。</p> <p>③屋根、外壁、外部建具の点検箇所で雨漏りがあるときは、備考欄にその旨を記載する。</p> <p>④その他、特記事項がある場合は備考欄に記入すること。</p>														
								<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		管理棟の北側の擁壁 No. 1、2	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	A	Cの場合、写真帳に写真を添付し、写真No.を記載	
								<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	C	管理棟南側。雨漏りしている。 No. 3、4	

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
1	建築物の敷地及び地盤面	敷地内の排水	目視により確認	排水不良があること。			
2	建築物の敷地及び地盤面	植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、害虫の発生があること。			
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具	タラップ、庇、庇、とい等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある亀裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。		
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、手摺、煙突、その他建物の屋外に取付けられるもの	エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他腐食、シーリングの破断があること。 結合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。		
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびなどの腐食があること。		
6	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部に亀裂その他の損傷があること。		
7	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。		
8	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		
9	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
10	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及び梁	配管、ダクト等の防火区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は損傷があること。		
11	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。 取付けが堅固でないこと。		
12	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備の作動	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動により確認	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良があること。 感知器との連想に作動不良があること。		
13	屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための部分		排水溝の外観	目視により確認	ルーフドRAIN及びといに排水不良があること。		
14	静穏を必要とする室		静穏に必要な部材の外観	目視、聴診及び建具の開閉具合等により確認	壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となる亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。		
15	建具	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。 気密性を損ない、かつ室内環境に悪影響をおぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。		
16	建具	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
17	階段、バルコニー等	階段各部の外観及び固定	目視及び触診により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
18	階段、バルコニー等	特別避難階段の付室の窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。			
19	階段、バルコニー等	非常用エレベーター兼降口扉の外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。			
20	階段、バルコニー等	避難上有効なバルコニーの手摺等の劣化、損傷	目視及びテストハンマー等による打診により確認	さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
21	階段、バルコニー等	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良があること。 避難器具が使用できないこと。			
22	階段、バルコニー等	防護柵の外観	目視により確認	安全かつ円滑な利用の支障となるおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
23	階段、バルコニー等	防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁に亀裂、破損、変形があること。			

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
24	屋内及び屋外の案内表示		案内表示の外観	目視により確認	容易に確認でき、かつ、利用者を目的地に円滑に誘導することの支障となる亀裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。 脱落があること。		
25	建築設備	共通	全ての機器類の作動	目視、聴診（異音）、触診（発熱）、振動及び臭気（異臭）により確認 専門業者による点検結果の確認	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。作動不良があること。 汚損、損傷、返照、変形、異音、異臭、脱落があること。		
26	建築設備	共通	基礎、架台の外観	目視により確認 専門業者の点検結果の確認	基礎、架台部分に亀裂 その他の損傷、変形又は腐食があること。		
27	建築設備	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
28	建築設備	設備機器	端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
29	建築設備	設備機器	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
30	建築設備	設備機器	監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
31	建築設備	設備機器	自動火災警報装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
32	建築設備	設備機器	音声誘導装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
33	建築設備	設備機器	インターホンの外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
34	建築設備	設備機器	トイレ等呼出装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
35	建築設備	設備機器	太陽光発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
36	建築設備	設備機器	分力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
37	建築設備	設備機器	構内情報通信網装置の外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
38	建築設備	設備機器	構内交換機（PBX）の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
39	建築設備	設備機器	拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
40	建築設備	設備機器	映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
41	建築設備	設備機器	情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
42	建築設備	設備機器	テレビ共同受信装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
43	建築設備	設備機器	テレビ電波障害防除装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
44	建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
45	建築設備	設備機器	入退室管理装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
46	建築設備	設備機器	航空障害灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
47	建築設備	設備機器	予備電源の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	キュービクルの本体及び接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが堅固でないこと。		
48	建築設備	設備機器	外灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
49	建築設備	設備機器	電光掲示板の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
50	建築設備	設備機器	構内配電線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
51	建築設備	設備機器	構内通信線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		
52	建築設備	設備機器	熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
53	建築設備	設備機器	製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。		
54	建築設備	設備機器	空気調和機等（空調機、ファンコイル、空気清浄装置等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
55	建築設備	設備機器	送風機類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
56	建築設備	設備機器	ポンプ類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
57	建築設備	設備機器	消火機器（消火器含む）の外観及び固定	目視、触診により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 ヘッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。		
58	建築設備	設備機器	中央監視装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
59	建築設備	設備機器	自動制御装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
60	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	ダクト（給排気口含む）の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
61	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	防火、防煙ダンパー類 の外観、固定及び作動	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。 ダンパーに作動不良があ ること。 感知器との連動に作動 不良があること。		
62	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	支持金物の外観及び 固定	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。		
63	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配管の外観及び固定	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。 配管に腐食又は漏水が あること。		
64	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配線の外観及び固定	目視又は触診により確 認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みが あること。 配線に汚損、損傷、偏 食、腐食、断線、変形が あること。		
65	建築設備	給水設備及び排水設 備	温熱源機器（ボイ ラー、湯沸器等）の 外観、固定及び作動	目視、聴診（異音）、 触診（発熱）、振動及 び臭気（異臭）により 確認 専門業者による点検結 果の確認	取付けが堅固でないこ と。 一目で分かる亀裂その 他の損傷、変形若しくは 腐食があること。 運転時に異常音、異常 な振動又は異常な発熱 があること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
66	建築設備	給水設備及び排水設備	タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎に亀裂があること。		
67	建築設備	給水設備及び排水設備	衛生器具の外観及び固定	目視及び触診により確認	取付が堅固でないこと。一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。		
68	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物		擁壁軸体の外観及び擁壁の水抜きパイプの詰まり	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認 手の届く範囲は必要に応じて棒の挿入により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 目地部より土砂が流出していること。 水抜きパイプに詰まりがあること。		
69	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物		門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 亀裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩みがあること。 一目で分かるさび又は損傷があること又は作動不良があること。		
70	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物		鉄塔の外観	必要に応じて居双眼鏡等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび汁があること。 鉄塔に一目で分かる亀裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。		

様式2 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
71	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物	広告塔の外観	必要に応じて居双眼鏡等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび汁があること。 広告塔に一目で分かる亀裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。			
72	駐車場及び敷地内の通路	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂 その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。 出入口ミラー、区分の白線の視認性に支障があること。 車止めにぐらつきがあること。			
73	駐車場及び敷地内の通路	歩道、玄関ポーチ等の外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂 その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。			
74	災害応急対策を行なう為に必要な建築物等	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御する機能に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
75	免震構造又は制震構造の建築物等	免震装置又は制震装置の外観	目視により確認	免震又は制震の降下を損なうおそれがある部材及び機構の亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがあること。			